

市報

# ぎょうだ

2011 April

4

平成23年

No.778

Gyoda City Public Relations



3

「古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ」新しいまちづくりがスタート  
第5次行田市総合振興計画を策定

4~7

平成23年度 一般会計当初予算の概要

10~11

ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう

## 市民の皆さんへ

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0というかつてないほどの巨大地震であり、東北地方を中心に広い範囲で甚大な被害が発生しております。

この地震や津波により、不幸にもお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災地の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

行田市では、震度5強という激しい揺れが観測され、地震発生後ただちに、私を本部長とする災害対策本部を設置し、高齢者や障害者等の安否確認をはじめ、避難所の開設、ライフラインの確保及び危険個所の把握など、市民の皆様の尊い命と大切な財産を守るための応急対策や関連情報の提供、さらには被災地への支援や避難者の受け入れなど、市民の皆様をはじめ関係機関とも連携して迅速に対処しております。

こうした中、東京電力による計画停電が実施されるほか、食料や日用品、ガソリンの不足など、私たちの暮らしにも様々な影響が及んでおります。

また、原子力発電所の状況は、予断を許さぬものとなっております。関係者のご尽力により、この事態から一刻も早く回避されることを願わずにはいません。

市民の皆様には、こうした非常事態の時こそ、決して慌てることなく、隣近所や地域の皆様がお互いに協力して助け合い、支え合いながら、これまでどおり冷静な判断と行動をお願いいたします。

本市では、総合的な防災対策をしっかりと進め、市民の皆様の安心・安全の確保に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

行田市長 工藤正司

## 被災者支援センターを設置しました

東北地方太平洋沖地震の被災者へ支援を迅速に行うため、本市で行う支援の情報を一元的に集約し、効率的な支援活動を進めることを目的に被災者支援センターを設置しました。

### 救援物資を受け付けています

東北地方太平洋沖地震による被災地に対し、市民の皆さんから救援物資を次のとおり受け付けます。

▶**対象救援物資** 次に該当するものに限りです。

- (1)食料（賞味期限が1カ月以上あり、箱単位で常温保存できる物）  
【例】インスタントめん、カップめん、レトルト食品など
- (2)水（箱単位のペットボトル500ミリリットル・1リットル・2リットル）
- (3)毛布（未使用品）
- (4)紙おむつ（箱単位またはパック単位の子ども用・大人用）

▶**受付時間** 午前9時～午後4時（土・日曜日も受け付けます）

▶**搬入場所** グリーンアリーナ剣道場（西側駐車場から搬入）

※郵送や宅配便など不可

▶**問い合わせ** 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

### 無償提供住宅の登録制度を開始しました

市では、被災された方の受け入れ施設を準備していますが、今後、本市に避難を希望する方が増えた場合、市民の皆さんにご協力いただくための登録制度です。

▶**登録条件** 無償で提供できる住宅（空き部屋）

▶**提供期間** 4月1日（金）からおおむね半年間

▶**その他** 詳細は問い合わせください

### 義援金を募集しています

市では、東北地方太平洋沖地震の被災地への義援金を募集しています。義援金箱は次の場所に設置しており、寄せられた義援金は被災地救援活動に役立てられます。

皆様のご協力をお願いします。

義援金箱設置場所	受付日時
市役所案内・福祉課窓口 南河原支所	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
中央公民館 （「みらい」内）	月曜日を除く 午前8時30分～午後9時30分
各地域公民館	月曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分
総合福祉会館 「やすらぎの里」	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

▶**義援金箱設置期間** 9月30日（金）まで

▶**注意** 市職員などをかたり、義援金をだまし取る事案が発生していますので、ご注意ください。

▶**問い合わせ** 被災者支援センター（内線356）

# 「古代から未来へ夢をつなぐまち きょうだ」

## 新しいまちづくりがスタート

### ～第5次行田市総合振興計画を策定～



市のまちづくりのビジョンを明らかにし、それを表現するための施策を体系的に示した総合振興計画。このほど、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第5次行田市総合振興計画」の策定が完了し、4月1日から新たなまちづくりがスタートしました。

#### 基本構想

まちづくりの基本的な考え方を示した「基本理念」と、それに基づいた「将来像」を定め、市の目指すべき姿を明らかにしています。

#### まちづくりの基本理念

「ひとの元気・地域の元気・まちの元気」の3つの元気を柱に、それぞれキーワードを定め、まちの目指すべき方向性を市民と行政が共有することで、協働によるまちづくりを進めます。

#### ひとの元気

**健康** 元気の源はまず「健康」。市民の皆さんが心身ともに健やかに、いつまでも元気に暮らせるまちづくりを進めます。  
**人材育成** 生涯を通じて学べる環境を整備し、夢を持った豊かな人材の育成とその人材を生かしたまちづくりを進めます。  
**市民協働** それぞれの役割分担のもと、自らが主体となって互いに支え合い、責任を持ってまちづくりを進める体制を整備します。

#### 地域の元気

**支え合い** 「向かい三軒両隣」の考え方を

大切に、誰もが安心して生活を送れるよう地域全体で共に支え合う、思いやりのまちを目指します。

#### まちの元気

**継承と創造** 歴史・文化遺産と豊かな自然を大切にしながら、まちに誇りと自信を持ち、交流人口の増加や産業の活性化により、にぎわいと活気溢れるまちを目指します。

**環境との共生** 環境に配慮した省資源・循環型社会の構築により、潤いのあるまちづくりを進めます。

#### 目指すべき将来像

「古代から未来へ 夢をつなぐまち きょうだ」をスローガンに掲げ、先人から受け継いだ行田の財産に誇りを持ち、守り、継承し、創意工夫のまちづくりを進めることで、未来の市民へと夢をつなぎ、活力と希望に満ちたまちを目指します。

#### 将来フレーム

本市で活動するすべての人々を、活力溢れるまちづくりの「担い手」とみなし、定住人口に観光客などの交流人口を合わせた「まちづくり人口10万人」という

目標を掲げました。

#### まちづくりの進め方

市民と行政が十分なコミュニケーションを図りながら、それぞれの役割を果たすことで、分担・連携・協働によるまちづくりを進めます。

#### 施策の大綱

将来像を実現するため、「やすらぎ」「快適」「つるおい」「にぎわい」「安心・安全」「はぐくみ」「ふれあい」「信頼」の8つの大綱を柱に各種施策に取り組みます。

市では、本計画に基づき、各種政策・施策を計画的かつ着実に実行することで、まちに活力を生み出すとともに、市民の皆さんとの協働のもと、これまで以上に魅力的な行田市を築いていきます。

なお、本計画は市役所一階の市政情報コーナーおよび市ホームページで閲覧できます。

▼問い合わせ 企画政策課企画担当

(内線3008)

# 平成23年度 一般会計当初予算の概要

## 平成23年度の子算編成にあたり

日本経済は、景気の回復が足踏み状態にある中、デフレや円高が続ぎ、厳しい雇用・所得環境が国民生活に不安の影を落としています。また、深刻な財政状況や社会保障制度の持続性確保の問題から、将来への不安感が解消されるに至っていません。

国では、「経済成長」「財政健全化」「社会保障改革」を一体的に実現し、地域に根ざした元気な日本を復活させるために、国民生活を第一に掲げるとともに、『成長と雇用』を予算の最大のテーマとして、持続可能な成長の基盤整備に取り組むこととしています。

地方財政については、地方が地域活性化・雇用・子育て施策を継続して実施する必要性から地方交付税が増額されますが、社会保障関係費の大幅な増加も見込まれるため、地方公共団体においては、市民の皆さんが将来に不安を抱くことなく日々過ごすことができるように、これまで以上に持続可能な行財政運営を確保する努力が求められます。

こうした状況の中で編成された本市の平成23年度予算は、財政健全化の取り組みを継続する一方で、『古代から未来へ 夢をつなぐまち ぎょうだ』という新たな将来像掲げた、第5次行田市総合振興計画のスタートを切るための予算であり、その実現に向けて、市民の皆さんと目標を共有し、共にまちづくりを進めていかなければなりません。そのため、まちづくりの基本理念である「ひと・地域・まち」の3つの「元気」を創出するための大綱に沿った施策について重点的に予算を配分しています。

本年は、映画「のぼうの城」の公開や、初となる関東Bー1グランプリの開催など、まちの魅力を再確認し、発信していくまたとない機会です。これらを最大限に活用して、活気と活力ある「元気な行田」を創出していきます。

社会・経済情勢の厳しい時代だからこそ、市民の皆さんが夢を持っていきいきと過ごせるまちの実現を目指して、全力で取り組んでいきますので、ご理解とご協力をよろしく願います。



会計別の当初予算額

(単位:千円)

会計名	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率(%)	
一般会計	24,530,000	24,140,000	390,000	1.6	
特別会計	国保	8,631,975	8,632,090	△115	△0.0
	下水道	2,179,293	2,189,766	△10,473	△0.5
	交通災害共済	25,201	24,870	331	1.3
	老人保健	-	3,500	△3,500	皆減
	介護保険	4,650,167	4,585,411	64,756	1.4
	南河原地区簡易水道	133,844	132,518	1,326	1.0
	後期高齢者医療	648,547	669,057	△20,510	△3.1
	小計	16,269,027	16,237,212	31,815	0.2
	公営企業会計(上水道)	2,544,304	2,548,008	△3,704	△0.1
合計	43,343,331	42,925,220	418,111	1.0	

一般会計の予算規模は、前年度比1.6%増にして3億9千万円の増となりました。平成23年度は地方統一選挙の実施、子ども手当の上乗せおよび市庁舎耐震事業で総額5億円の増額要因がありますので、それを除くと新たな施策の実施も含めて前年度予算の範囲内での編成となっています。

歳入・歳出のポイント

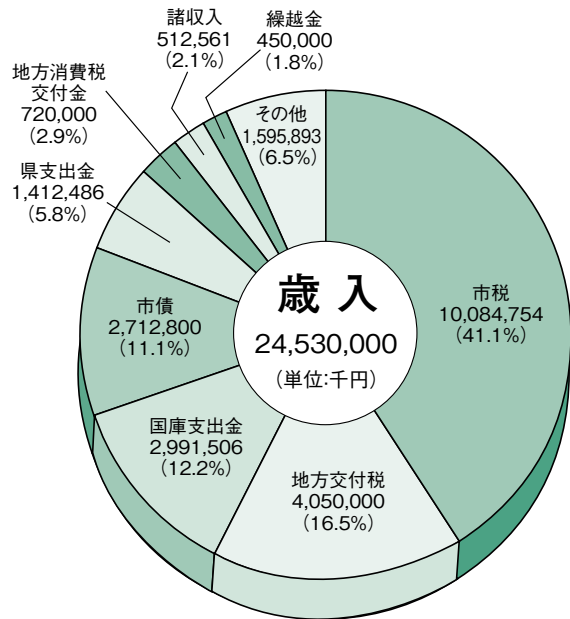
歳入

市税収入において、企業収益は回復傾向にありますが、所得・雇用環境の低迷により個人市民税の大幅な減額が見込まれることから、1億9,223万2千円(△1.9%)の減となりました。

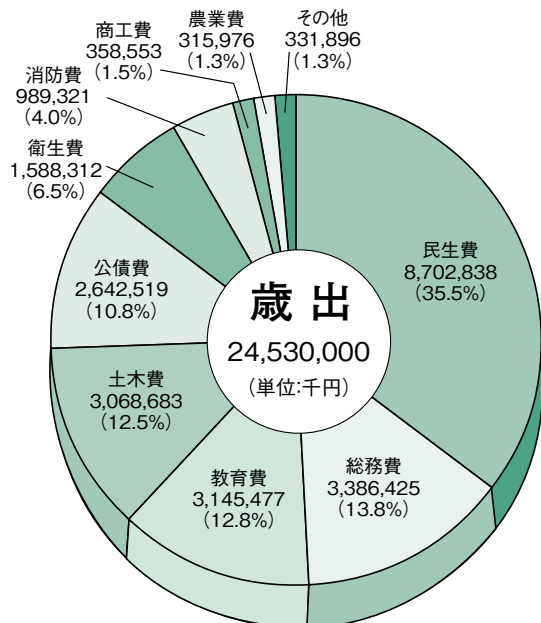
地方交付税は、地方の自主財源の充実・強化を図るための措置として0.5兆円の増額措置が講じられたことなどから、2億8千万円(7.4%)の増となりました。

市債は、地方交付税の増額に伴い、その財源不足を補うための国の財政措置である臨時財政対策債が1億5千万円(△8.8%)の減となった一方で、市庁舎の耐震改修などの大規模な事業が重なったために建設事業債が大幅な増額となり、総額では、2億7,310万円(11.2%)の増となりました。

繰入金では、市税や地方交付税などを合計した一般財源の減少により、財源不足が拡大したため、財政調整基金で、前年度から7千万円増額となる3億円の取り崩しを見込みました。



歳出



依然として財政状況が厳しいことから、既存事業の見直しによって財源を確保するなどして、新たな事業の実施や事業の拡充に努めました。

歳出の中で最も多いのは、民生費の87億283万8千円で、全体の35.5%を占め、対前年度比では4.4%、3億6,740万円もの増となっています。これは、子ども手当の3歳未満上乗せや、子ども医療費の中学生までの通院無料化のほか、国民健康保険税の減収による特別会計への繰出金の増額などによるものです。

2番目に多いのは、33億8,642万5千円、全体の13.8%を占める総務費で、市庁舎耐震改修事業の実施などにより、前年度比で9.8%、3億209万円の大増となりました。

続いて、教育費の31億4,547万7千円で、全体の12.8%を占めています。(仮称)桜ヶ丘公民館の建設を計画していますが、前年度比では、△0.1%、227万3千円の微減と、ほぼ同規模となっています。

昨年度、2番目に多かった土木費は、南大通線の整備終了や、出水対策工事費の減などにより、前年度から△4.6%、1億4,906万7千円の減となり、教育費に次いで4番目となりました。

# 一般会計当初予算

## 平成23年度の

## 主な施策と予算額

市では、第5次行田市総合振興計画に基づき、各種事業に取り組みます。このほか、平成23年度に行う主な事業を紹介します。  
☆印は新規事業

### だれもが健やかで幸せに暮らせる 「やすらぎ」のまちづくり

- ☆小児用ワクチン接種助成事業 53,900千円  
子宮頸がん予防ワクチンなどの接種が無料で受けられます。
- 子ども医療費支給事業 240,000千円  
支給対象年齢を拡大し、中学校卒業までの通院費用と入院費用を助成します。
- 不妊治療費助成事業 2,000千円  
助成額を増額し、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するとともに、治療機会の増大を図ります。
- 女性特有のがん検診事業 8,845千円  
一定年齢の方を対象として、女性特有のがん検診（子宮頸がん検診および乳がん検診）の無料クーポン券を配布します。
- 放課後児童対策事業 103,624千円  
学童保育室の運営や運営補助、ファミリー・サポート・センターの会員間による送迎支援を活用した学童保育室送迎支援事業を行います。
- ☆障害者計画策定事業 3,300千円  
障害のある方の自立と社会参加を促進し、地域で安心して生活できる指針として、新たな計画を策定します。

### 豊かな自然と共生した 「うるおい」のあるまちづくり

- 不燃物収集事業 43,000千円  
不燃ごみの収集を、市内全地区で週2回実施します。
- 住宅用太陽光発電システム設置補助事業 8,000千円  
自然エネルギーの有効活用と地球環境への負荷の軽減を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対する補助を行います。
- 森づくり環境再生事業 4,000千円  
自然環境の保全の重要性を次世代に伝えるため、親子による植樹祭を行います。
- ☆電動アシスト観光レンタサイクル導入事業 4,004千円  
自動車から排出される二酸化炭素削減のため、観光レンタサイクルに電動自転車を導入します。

### 生活基盤が充実した 便利で「快適」なまちづくり

- ☆道路パトロール事業 2,400千円  
市域を2地区に分けて民間事業者へ委託し、適切な道路施設管理と迅速な修繕を行います。
- ☆都市計画マスタープラン策定事業 8,000千円  
都市計画の基本方針であるマスタープランを2カ年で策定します。
- 快適な公園トイレ改修事業 12,882千円  
市内2カ所の都市公園（棚田砂原公園、長野中央公園）のトイレを水洗化します。
- ☆総合公園野球場改修事業 137,130千円  
野球場バックネット裏を改修して施設の充実を図り、大会運営などの利便性を向上します。
- 市内循環バス運行事業 77,620千円  
南大通線の開通に伴い新たに開始した2路線を加え、全6路線で市民の大切な移動手段として運行します。

## 「安心と安全」に 支えられたまちづくり

- ◎安心生活創造事業 6,502千円  
高齢者などが地域で安心して暮らせるよう、見守りや買い物支援などの支え合いの体制づくりを行います。
- ◎いきいき・元気サポーター養成事業 1,500千円  
高齢者などに対し、日常生活における身の回りの支援を行うため、いきいき・元気サポーターを養成します。
- ◎安心・安全情報キット配布事業 225千円  
一人暮らしの高齢者などに、「救急情報キット」を配布し、緊急時の迅速な救命に備えます。
- ◎消防施設整備事業 117,453千円  
消防緊急通信指令業務の広域化をはじめ、消防団庁舎の整備や消防ポンプ自動車の更新などを行います。
- ☆富士見児童交通公園改修事業 3,500千円  
老朽化した管理棟と公園内施設の改修を2カ年でいきます。

## 活気と活力に満ちた 「にぎわい」のあるまちづくり

- ☆関東B-1グランプリ開催事業 24,598千円  
B級グルメでまちおこしをしている関東地区の団体などを招き、商工業の振興とまちの活性化を図ります。
- ◎「のぼうの城」観光客誘致推進事業 72,749千円  
映画「のぼうの城」がもたらすさまざまな効果を活用し、PR活動を実施するとともに、行田の魅力を広く発信し、観光客誘致の推進を図ります。
- ◎田んぼアート米づくり体験事業 8,000千円  
県産米「彩のかがやき」および「古代米」を利用して、280アールの田に図柄を描く田んぼアート米づくり体験事業を行います。
- ◎軽トラ朝市開催補助事業 700千円  
地産地消の取り組みを進めるために、本格的な定期開催を実施します。

## 支え合い、元気に暮らせる 「ふれあい」のまちづくり

- ◎男女共同参画推進事業 5,261千円  
講演会や講座の開催や情報誌の発行、カウンセラーによる相談業務などを行います。また、新たに第3次男女共同参画プランを策定します。
- ◎地域活性化活動補助事業 500千円  
地域活性化に資する地域の自発的な取り組みを支援するために補助を行います。

## 未来をひらく人材と文化を 「はぐくむ」まちづくり

- ◎少人数学級編制事業 121,165千円  
23人の市費負担教職員を採用し、小学1年生から3年生までおよび中学校全学年を対象として少人数学級編制を行います。
- ◎小学校英語活動推進事業（「元気なぎょうだ」のびのび英語教育事業） 4,780千円  
本市独自のカリキュラムの策定や教材を作成することにより、小学校全学年で英語教育活動を行います。
- ◎小・中学校施設整備事業 207,659千円  
南河原中学校の屋内運動場耐震補強等工事、荒木小学校および西中学校の校舎外部改修工事などを行います。
- ◎(仮称)桜ヶ丘公民館建設事業 245,966千円  
施設建設工事や外溝工事を実施し、併せて太陽光発電システムを導入します。
- ☆忍藩子ども塾実施事業 206千円  
素読活動を通して言語文化に触れることで、感性豊かな人材を育成します。

## 市民に期待される 「信頼」のまちづくり

- ☆市庁舎耐震補強改修事業 301,202千円  
平成22年度から平成24年度までの継続事業で、市庁舎の耐震補強工事を行い、来庁者などの安全を確保します。
- ☆市税等コンビニエンスストア収納業務委託事業 4,000千円  
市内コンビニエンスストアでの市税収納を行い、納税環境の向上を図ります。

## 子宮頸がん予防ワクチンの 助成が始まります

- ▶ **対 象** 中学1年生～高校1年生相当年齢(平成11年4月1日～平成7年4月2日生まれ)の女性
- ▶ **接種方法** 市内指定医療機関での個別接種
  - ①中学生は、市内の各中学校を通して説明書などの必要書類を4月中に配布します。(市内在住で市外の中学校へ通学している方は保健センターにご連絡ください)
  - ②高校生は、4月中に個人通知します。
 ※市内指定医療機関など詳細は、説明書に記載してあります。
- ▶ **接種費用** 無料(医療機関での窓口払い無し)
- ▶ **注 意** 現在、子宮頸がん予防ワクチンの供給が不足しており接種できない状況です。供給体制が整い次第「市報ぎょうだ」などでお知らせします。
- ▶ **問い合わせ** 保健センター  
☎553-0053



## ヒブワクチン・小児用肺炎 球菌ワクチンの接種費用 助成を見合わせます

3月4日、厚生労働省が、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンを含む同時接種後の死亡例が報告されたと発表しました。ワクチン接種との因果関係は不明ですが、現在、厚生労働省では、詳細な調査を実施しています。そのため、因果関係の評価を実施するまでの間、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンの接種を一時的に見合わせることにしました。

これに伴い、市でも4月から予定していた両ワクチンの接種費用に係る助成事業の開始を見合わせることにしましたので、ご了承ください。

なお、両ワクチンの接種再開に関する情報は、今後、「市報ぎょうだ」などを通じてお知らせします。

▶ **問い合わせ** 保健センター☎553-0053

## 行田市男女共同参画推進 審議会委員を募集します

男女共同参画社会の推進について、新たな「ぎょうだ男女共同参画プラン」の策定のための審議にあたり、幅広く皆さんの意見を反映するため、市民の皆さんから委員を募集します。

- ▼ **応募資格** 市内在住・在勤・在学の満18歳以上で、平日昼間の会議(年4～5回予定)に出席できる方。ただし、次の方は応募できません。
- (1) 応募日現在、すでに本市の審議会などの委員の職にある方
- (2) 市職員および市議会議員

▼ **募集人数** 3人

▼ **任期** 委嘱した日から2年

▼ **応募方法** 住所、氏名、年齢、性別、電話番号および応募理由(200字程度)を記入した書類(様式自由)を5月31日(火)(必着)までに直接または郵送で提出してください。

【持参・郵送】〒360-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センターV・V・Aぎょうだ

▼ **選考方法** 書類選考のうえ決定し、結果は全員にお知らせします。

▼ **問い合わせ** 同センター☎556-9301

## 軽トラ朝市 定期開催決定

地産地消活動を推進し、新鮮で安心・安全な農産物を皆さんにお届けしてきた「行田軽トラ朝市」の定期開催が決定しました。今まで都合が合わず、来場できなかった方もこの機会に足を運び、素晴らしい農産物と生産者に出会ってみたいはいかがでしょうか。

- ▶ **日 時** 毎月第3日曜日 午前8時～10時(雨天決行)  
※今年度第1回は4月17日(日)
- ▶ **場 所** 市民プール脇広場(産業文化会館南側)
- ▶ **そ の 他** ・販売状況などにより早く終了する場合あり  
・荒天などの際は、中止する場合あり
- ▶ **問い合わせ** 行田軽トラ朝市実行委員会事務局(農政課内・内線386)





## 「市長のさわやか訪問」で多くの皆さんと意見交換をしました

「市長のさわやか訪問」は、市民の視点に立った市政を推進することを目的とした広聴活動の一つで、市長自ら企業やサークル、団体などを訪問し、会社や活動の様子を見ながら、皆さんの生の声をお聞きするものです。

平成22年度は、4月22日の電元オートメーション(株)への訪問を皮切りに、企業、福祉施設、サークルなど全7カ所を訪問し、それぞれの分野の最前線で活躍している多くの皆さんと意見交換を行いました。皆さんから寄せられた意見・提言は、今後の市政運営に生かしていきます。

訪問日	訪問先
4月22日	電元オートメーション(株)
5月19日	上荒井自治会オアシスサロン
7月13日	(株)ミツハシ
8月26日	特定非営利活動法人ケアフレンドひまわり
10月20日	オリビアフィットネススタジオ
11月15日	ティ・エス テック(株)
1月27日	ひしや納豆製造所

市では、今後も多くの意見や提言などをお聞きするため、「市長のさわやか訪問」の訪問先を募集しています。ぜひご応募ください。

- ▶ 応募資格 市内の企業、サークル、団体など
- ▶ 申し込み・問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当 (内線318)



高橋 勝美 さん  
(埼玉)

### 農林水産大臣表彰

2月17日、埼玉会館(さいたま市)で、平成22年度埼玉県統計功労者表彰式が行われ、次の方々が表彰されました。

## 埼玉県統計功労者表彰式が行われました

### 経済産業省感謝状

遠藤 忠男さん(若小玉)

同

山崎 禮子さん(持田)

### 埼玉県統計協会会長表彰

川田由美子さん(須加)

▼問い合わせ 企画政策課統計担当(内線310)

## 災害時の避難所を追加しました

災害時の避難所として、次の施設を新たに指定しました。

なお、県立総合教育センターは、旧行田女子高校を改修し、開所となったため、改めて指定したものです。

施設名	県立行田特別支援学校	県立総合教育センター
住所	長野4235	富士見町2-24
収容可能面積	486㎡	1,170㎡
収容人数	290人	710人

- ▶ 問い合わせ 防災安全課 防災担当 (内線282)



## 行田市の人口と世帯数をお知らせします

平成22年10月1日に実施した国勢調査にご協力いただき、ありがとうございました。

総務省統計局から人口速報が公表されましたのでお知らせします。

	平成22年国勢調査	平成17年国勢調査
人口(行田市)	85,801人	88,815人
(埼玉県)	7,194,957人	7,054,382人
(全国)	128,056,026人	127,767,994人
世帯数(行田市)	30,613世帯	30,241世帯
(埼玉県)	2,842,662世帯	2,650,150世帯
(全国)	51,951,513世帯	49,566,305世帯

※平成17年国勢調査の本市の数値は旧南河原村を含みます。

※平成22年国勢調査の人口・世帯数は速報であるため、後日公表される確定数値とは異なる場合があります。

【総務省統計局ホームページ】 <http://www.stat.go.jp/>

- ▶ 問い合わせ 企画政策課統計担当(内線310)

# ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう

4月10日(日) 埼玉県議会議員一般選挙

4月24日(日) 行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙

の投票日です

## 投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

### ○県議会議員選挙

日本国籍を有し、平成3年4月11日以前に生まれ、平成22年12月31日以前から引き続き行田市に住んでいて、行田市の選挙人名簿に登録されている方

※平成23年1月1日以降に県内の他の市町村へ転出した方(1回のみ)で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合に限り、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば、行田市で投票できます。

### ○市議会議員選挙・市長選挙

日本国籍を有し、平成3年4月25日以前に生まれ、平成23年1月16日以前から引き続き行田市に住んでいて、行田市の選挙人名簿に登録されている方

## 市内の投票所

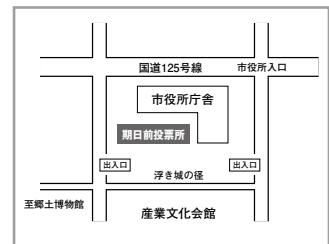
投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	商工センター	第11投票区	長野公民館	第21投票区	藤原町中央会館
第2投票区	中央小学校	第12投票区	桜ヶ丘小学校	第22投票区	太田公民館
第3投票区	持田公民館	第13投票区	星河公民館	第23投票区	地域文化センター
第4投票区	西小学校	第14投票区	谷郷小橋団地集会所	第24投票区	富士山農村センター
第5投票区	太井公民館	第15投票区	北小学校	第25投票区	埼玉公民館
第6投票区	泉小学校	第16投票区	星宮公民館	第26投票区	野文化センター
第7投票区	南小学校	第17投票区	北河原公民館	第27投票区	下忍公民館
第8投票区	佐間公民館	第18投票区	下中条農村センター	第28投票区	南河原公民館
第9投票区	婦人ホーム	第19投票区	須加公民館	第29投票区	犬塚集会所
第10投票区	東小学校	第20投票区	荒木公民館		

## 期日前投票

投票日に次のような理由がある方は、期日前投票所(市役所敷地内)で投票ができます。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- ・レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
- ・病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
- ・市外の住所に居住している方(統一地方選挙の場合、投票できない場合があります)

※投票の際には、投票所に用意してあるカード(宣誓書兼請求書)に記載されている理由の中から、自分が該当するもの1つを選んで○印を付けていただきます。なお、入場券が手元に届いている場合は入場券(入場券がない場合は、身分証明書)をお持ちください。



### 《投票期間および投票時間》

○県議会議員選挙 4月2日(土)～9日(土)

○市議会議員選挙・市長選挙 4月18日(月)～23日(土)

いずれも午前8時30分～午後8時

## こんな投票は無効です

せっかく投票しても、次のようなものは無効となりますので、ご注意ください。

- ・所定の用紙を用いない投票
- ・候補者でない者の氏名を書いた投票
- ・二人以上の候補者の氏名を書いた投票
- ・候補者の氏名のほかに余計なことを書いた投票
- ・自分で書かない投票
- ・誰の氏名を書いたか分からない投票
- ・白紙の投票
- ・単に雑事、記号、符号を書いた投票

### 投票はお早めに

東北地方太平洋沖地震に伴う計画停電の影響により、受付事務に時間がかかり、お待たせする場合がございます。停電中を避け、できるだけ早目に投票いただきますようお願いいたします。



### 選挙の開票

#### ○県議会議員選挙

▶日 時 4月10日(即日開票) 午後9時から

#### ○市議会議員選挙・市長選挙

▶日 時 4月24日(即日開票) 午後9時から

※場所は、いずれも総合体育館で行います。

※開票結果は、逐次総合体育館内に掲示します。

### 投・開票速報

投・開票状況については、選挙期日にテレホンサービスを行います。

☎0180-994-855

なお、市ホームページにも掲載します。

## 選挙運動 できること できないこと

#### ▶選挙運動期間

選挙運動のできる期間は、立候補の受け付けが済んだときから投票日の前日までです。

※立候補の届け出が済むまでは選挙運動は一切できません。

#### ▶投票日当日の選挙運動

投票日当日は、次の例外を除き、選挙運動はすべてできません。

- ・投票所を設けた場所の入口から半径300m以上離れた区域に選挙事務所を置くこと、およびこの事務所を表示するための看板などを掲示しておくこと。
- ・選挙管理委員会が設置したポスター掲示場に、選挙運動期間中に掲示したポスターを掲示しておくこと。

#### ▶連呼行為

連呼行為は、次の場合を除き、禁止されています。

- ・演説会場および街頭演説の場所で行う場合。
- ・選挙運動用自動車の上で、午前8時から午後8時までの間に行う場合(ただし、学校、病院などの周辺では静穏を保つように努めなければなりません)。

#### ▶言論による自由な選挙運動(選挙運動期間中に限る)

##### ・幕間演説

映画、演劇などの幕間、青年団、婦人会などの集会、会社、工場の休憩時間にそこに集まっている方を対象に、候補者、選挙運動員または第三者が選挙運動のための演説をすることは自由に行えます。

※幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ周知して聴衆を集めてもらい、そこに出向いて選挙運動のための演説をする場合は、個人演説会とみなされますので注意が必要です。

##### ・個々面接

デパート、電車、バスの中あるいは路上で偶然

友人、知人などに会ったときに、その機会を利用して投票を依頼することがありますが、この行為については禁止されていません。

#### ・電話による選挙運動

電話を使って投票を依頼する行為(電話による運動)は、禁止されていません。

#### ▶制限されている選挙運動

##### ・戸別訪問の禁止

候補者や運動員に限らず、何人も有権者の家を訪ねて投票を依頼することはできません。

##### ・署名運動の禁止

選挙に関し、投票をしてもらう目的または投票させない目的をもって選挙人に対し署名を求めることはできません。

##### ・飲食物の提供

選挙運動に関し、何人も酒その他の飲食物を提供することはできません。

##### ・寄附の禁止

政治家(候補者も含む)は、選挙の有無にかかわらず、その選挙区内にある者に対し、寄附をすることはできません。

#### ▶選挙運動費用の制限

選挙は多くの経費を要するといわれますが、これを規制しないと資金に恵まれた候補者だけが当選し、資金のない候補者は有能な人でも代表者に選ばれなくなります。

法律では、選挙運動費用の最高額(上限)を定めています。この最高額は、選挙の種類や選挙人名簿登録者数などによって異なります。

#### ▶選挙運動ができない人

選挙の公正な執行を確保するため、選挙事務関係者や特定の公務員などは、その職にある間、選挙運動をすることが禁止されています。

このほかにも「禁止されている選挙運動」と「禁止されていない選挙運動」があります。違反のないよう、くれぐれもご注意ください。

▶問い合わせ 選挙管理委員会(内線219) ※投票日(4月10日・24日)は、☎553-4215

## 固定資産評価審査委員会 委員が決定

3月定例市議会で同意を得て、固定資産評価審査委員会委員として野口昭夫氏（若小玉）が再任され、また、柿沼利明氏（天満）が新たに選任されました。



野口 昭夫 氏



柿沼 利明 氏

▼問い合わせ 固定資産評価審査委員会（監査委員事務局内）  
☎564-6521

## 固定資産の確認に 縦覧・閲覧ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

### 《縦覧帳簿の縦覧》

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

▶日時 4月1日(金)～5月31日(火)  
(土曜日、祝日を除く)

【平日】午前8時30分～午後5時15分

【日曜日】午前8時30分～正午

▶場所 税務課資産税担当(15番窓口)

### 《固定資産課税台帳の閲覧》

固定資産税の納税義務者は、4月1日から平成23年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができます。その際、賃貸借契約書などの確認を必要としますので、詳しくは同課資産税担当まで問い合わせください。

### お願い

税務課窓口では、縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを提示していただいています。ご協力をお願いします。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233・234)

## ご利用ください コンビニ納税

これまで市税などの納付は、金融機関や郵便局、市役所などに限られていましたが、4月からコンビニエンスストア(コンビニ)でも納付することができますようになりました。これにより、日本全国、休日・夜間、時間を問わず納税できます。

### ● 取り扱いのできる税金

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税  
※平成23年4月以降に発行された納付書に限ります

### ● コンビニで納付できない納付書

- ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
  - ・取扱期限を過ぎた納付書
  - ・各期別(1枚あたり)の納付額が30万円を超える納付書
  - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※この場合は、金融機関などをご利用ください

### ● コンビニで納付する際の注意点

- ・納期を確かめて、必要な納付書のみをコンビニに持参し、現金で納付してください。
- ・納付すると領収証書が渡されますので、大切に保管してください。
- ・納期別に一枚ずつとなっている納付書は、納付処理をスムーズにするため、ホッチキスなどで留めないでください。
- ・手数料は市が負担します。

### ● 取り扱いコンビニ店舗

次のコンビニ店舗であれば、全国どこの店舗からでも納付することができます。

セブン-イレブン スリーエフ ローソン ファミリーマート  
ミニストップ サークルK サンクス am/pm ポプラ  
生活彩家 暮らしハウス スリーエイト セーブオン  
コミュニティ・ストア デイリーヤマザキ ヤマザキデイリーストア  
ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
MMK(マルチメディアキオスク)設置店

市税などの納付については、便利な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

▶問い合わせ 税務課収納担当(内線236・237)

## 監査委員に 山口和之氏

3月定例会市議会で同意を得て、監査委員に山口和之氏（駒形）が選任されました。



山口和之氏

▶問い合わせ 監査委員事務局  
☎564-6521

## ご存じですか 行田市市民活動災害補償制度

市では、市民活動団体やボランティア団体の活動を支援するため、行田市市民活動災害補償制度を設けています。この制度は、ボランティア活動中に起きた事故（市主催の行事を除く）で、団体のメンバーなどが傷害や賠償責任を負った場合の負担を補償するものです。保険料は全額市が負担しますので、登録要件を満たす団体であれば、無料で登録できます。

▶対象 市内に活動の拠点を置き、地域社会活動、社会奉仕活動などの公益性のある活動（政治、宗教および営利を目的とするものを除く）を継続的・計画的に行っている団体

【登録している団体の例】

自治会、ボランティア団体、青少年活動団体など

### ▶補償の概要

補償の内容	補 償 金 額
賠償責任事故 （補てん限度額）	【対人】1人につき1億円、1事故につき5億円 【対物】1事故につき500万円 ※対人、対物ともに免責10,000円以下
傷害事故	【通院日額】2,000円 【入院日額】3,000円 ※事故日から7日までに治癒した場合には、保険給付は行われません。

### ▶補償の対象外となる場合

スポーツや公民館活動中に起きた事故など

▶登録方法 登録を希望する団体は、生活課にある「行田市市民活動災害補償制度登録申請書」に必要事項を記入のうえ、同課まで提出してください。

▶問い合わせ 同課市民活動担当（内線251）

## 市内循環バスの運行経路と時刻表を一部変更します



南大通り線コースを除く4路線の運行が平成18年4月から5年を経過し、その間、さまざまな意見・要望が寄せられたことから、このたび運行経路および時刻の見直しを行いました。詳しくは、自治会を通じて全戸配布した路線図および時刻表または市ホームページをご覧ください。

なお、路線図および時刻表は、市役所生活課、JR行田駅前観光案内所、各地域公民館でも配布しています。

### ▶主な変更点

【全 路 線】南大通り線コースを除き、運行時刻を変更。

【西 循 環】これまでの路線を2分割し、西循環と観光拠点循環に再編。

西循環は、主に通勤・通学の利便性の向上を図り、1日20便と大幅に増便。

観光拠点循環は、JR行田駅前を起点として、さきたま古墳公園や古代蓮の里などの観光拠点を結び、1日に8便を運行。

【東 循 環】埼玉地区の運行経路を一部変更。

利用者の少なかった9、10便を廃止し、1日に8便を運行。

【北東循環】利用者の少なかった9、10便を廃止し、1日に8便を運行。

【北西循環】南河原地区で一部路線の延長および停留所を増設。

利用者の少なかった9、10便を廃止し、1日に8便を運行。

▶運 賃 1回100円 ※未就学児は申告により、障害をお持ちの方は障害者手帳の提示により無料。障害をお持ちの方1人につき介助する方1人は無料。

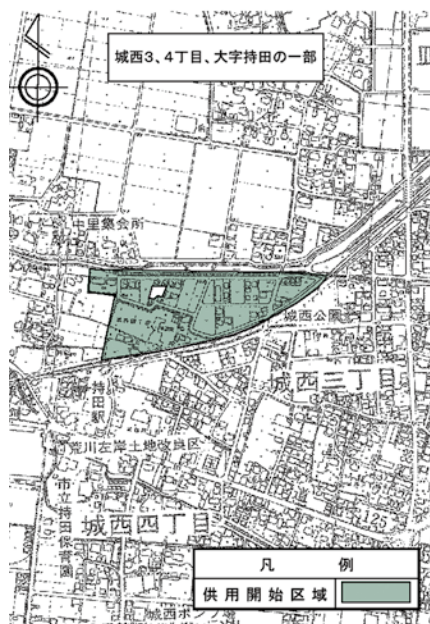
▶乗り継ぎ 他の路線を乗り継いで目的地へ向かう場合、乗継券を発行します（乗り継ぎは1回のみ）ので、必要な方は運賃支払いの際に運転士に申し付けください。

▶問い合わせ 生活課市民生活担当（内線251）

## 公共下水道が供用開始になりました

3月31日から、新たに次の区域で下水道が使用できるようになりました。下水道が整備された区域の皆さんは、早めに下水道の使用をお願いします。

〈整備された区域〉 城西3、4丁目の一部、大字持田の一部



▼問い合わせ 下水道課業務担当 ☎522-0303

## 障害基礎年金の子加算額と児童扶養手当が選択できます

このたび、障害基礎年金の子加算の運用の見直しが行われ、これまで子どもが障害基礎年金の子加算の対象である場合は、児童扶養手当が支給されませんでした。児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合、児童扶養手当を選択して受給することが可能となりました。

なお、4月からの児童扶養手当を受給するためには、児童扶養手当の申請が必要です。

### 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更できる方

配偶者\*に障害年金の子加算が支給されている方で、児童扶養手当を受給していない方。または、配偶者\*に障害年金の子加算が支給されておらず、児童扶養手当も受給していない方。

\*配偶者は、児童扶養手当法施行令で定める障害の状態(国民年金法または厚生年金保険法1級相当)にあること

### 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない方

母子世帯および父子世帯の方。

▶問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当(内線292)または埼玉県子ども安全課 総務・児童手当・母子福祉担当 ☎048-830-3337

### 障害基礎年金の子加算が見直しされました

これまでは、障害基礎年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している子どもがいる場合は、加算を行っていましたが、平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった子どもがいる場合にも、届け出によって障害基礎年金の加算を行うこととなります。

▶問い合わせ 保険年金課国民年金担当(内線270・275)または熊谷年金事務所お客様相談室 ☎522-5132

## 個人所有住宅の改修資金を補助します

市内の施工業者を利用して個人所有住宅の改修工事を行った場合、その工事費の一部を補助しています。

対象となる方	・市内在住の方 ・改修工事を行う住宅の所有者で、現在居住している方 ・市税を完納している方 ・市が実施する他の同様の補助や助成を受けていない方
対象となる工事	・住居部分に関する修繕、改装工事 ・消費税を除く工事費が20万円以上の工事 ・市内業者が行う工事 ・平成24年3月31日までに終了する工事
補助金額	消費税を除く工事費の5%相当額 (上限7万円)
必要書類	①申請書 ②納税証明願 ③住民票 ④工事見積書(写) ⑤現場写真 ⑥固定資産税課税明細書(写)またはそれに準じるもの ※①②の様式は商工観光課で配布しています
その他	・必ず工事着工前に申請してください(工事着工後または完了済みの方の補助はできませんのでご注意ください)。 ・制度の利用は住宅一棟につき1回限りです。 ・予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。

▶申し込み・問い合わせ 同課振興担当(内線383)

## 職と住居を失った方へ 住宅手当を支給しています

▼対象 平成19年10月1日以降に離職し、住居を喪失している方(住居を喪失する恐れのある方を含む)で就労意欲のある方

### 支給要件

- ①収入が一定額以下であること
- ②預貯金が一定額以下であること
- ③ハローワークに求職登録を行い、常用就職に向けた就職活動を行っていること
- ④暴力団員でないこと

### 支給額

賃貸住宅の家賃額(ただし、

地域・世帯員数ごとの上限額および収入に応じた減額調整あり)

▼支給期間 原則6カ月(一定の条件により最大で9カ月)

▼問い合わせ 福祉課社会福祉担当(内線267)

## 介護保険認定調査員を募集します

▼業務内容 要介護認定に係る認定調査

▼資格 介護支援専門員、看護師、その他保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している方

▼勤務時間 週20時間未満

▼募集人数 2人(勤務詳細は応相談)

▼時給 1千100円

▼申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入のうえ、高齢者福祉課へ持参してください。後日面接の日程を連絡します。

▼問い合わせ 同課介護認定担当(内線269)または人事課人事給与担当(内線208)

## のびのび英語ボランティアを募集します

### 募集します

▼資格 子どもと歌ったり踊ったりできる元気な方で、日常英会話ができ、市内の小学校に通勤可能な方

▼応募方法 学校教育課で配布する志願書(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を明記のうえ、4月22日(金)までに同課へ持参してください。

▼その他 面接のうえ決定し、市の規定により謝礼を支給します。

▼問い合わせ 同課学校教育改革担当 ☎556-8316

## 橋の架け換え工事に伴う 大型車両通行止め

埼玉県では、白川戸橋(斎条市内)の架け換え工事を行います。この工事に伴い、大型車両(車両重量65トン以上)は通行止めとなります。

ただし、大型車両以外の車両および歩行者については、白川戸橋直近上流に車両用仮橋を設置しますので、従来どおり通行できます。

▼交通規制 平成25年3月末まで(予定)ご不便をお掛けしますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。

▼問い合わせ 行田市土整備事務所河川担当 ☎554-5211

## 埼玉県食品表示調査員を募集します

県では、食品表示のモニター活動を行っている方へ埼玉県食品表示調査員を募集します。

▼対象 県内在住で20歳以上の方

▼任期 6月～平成24年3月

▼内容 食品販売店で日常の買い物しながら食品の表示の有無などを確認し、定期的に報告(年間20店舗程度)

▼研修 6月9日(木)熊谷市または10日(金)さいたま市のいずれも午後を予定

▼謝金 報告に応じて年間8千円

▼定員 100人(応募者多数の場合は選考)

▼申し込み・問い合わせ 住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、職業、応募理由(100字程度)を明記のうえ、4月25日(月)(必着)までに、はがき、FAX、Eメールのいずれかの方法で埼玉県農産物安全課 総務・JAS法担当(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1) ☎048-830-4110 FAX048-830-4832 Eメール a4070-06@pref.saitama.lg.jp



つけましたか?住宅用火災警報器



## ご登録ください 生涯学習ボランティア人財情報バンク



「生涯学習ボランティア」として人財情報バンクに登録し、皆さんの知識、経験、技能などを市民のために生かしてみませんか。

- ▶ **募集要項** 市内在住・在勤・在学の16歳以上で、生涯学習についての理解とボランティアへの熱意をお持ちの方  
※資格や指導者としての経験は問いませんが、政治、宗教または営利を目的とする活動は不可
- ▶ **活動内容** 市内の個人、団体、サークル、学校などの求めに応じて、指導者または支援者として活動していただきます。
- ▶ **登録方法** ひとつくり支援課に用意してある行田市生涯学習ボランティア人財情報バンク登録申請書(市ホームページからもダウンロード可)を同課へ提出してください。
- ▶ **問い合わせ** 同課生涯学習担当 ☎556-8319

### 「生涯学習ボランティア」とは

豊かな知識、貴重な経験、優れた技能などを持った方が、指導者または支援者としてボランティアで市民の学習や活動を指導します。

#### 【例えば】

- ・パソコンが得意な方
- ・外国語が得意な方
- ・そば打ちやうどん打ちが得意な方
- ・料理が得意な方
- ・スポーツが得意な方
- ・環境の知識が豊富な方
- ・昔の遊びに詳しい方
- ・戦争の体験話や行田の歴史、郷土の方言・料理・習慣などの生活体験や職業体験などを聞かせてくれる方

## 平成23年度 子育てサポーター養成講座 受講生募集

地域ぐるみの子育て支援活動に、自らの子育て体験を生かそうといった意志を持つ老若男女が、実践活動(子育てサポーター活動や子育てサロンスタッフなど)を推進するための知識と技量を高める研修講座です。また、行田市ファミリー・サポート・センターの会員としての資質を磨く機会です。

日 時	場 所	内 容	講 師
6月2日(木) 午前10時～11時45分	中央公民館	開講式 開講記念講演「生涯学習と子育て支援」	遠藤克弥さん (東京国際大学学長補佐・同大教授)
6月7日(火) 午前10時～11時30分	中央公民館	講義「多様化社会の中の子育てとITの関係」	内河大和さん (埼玉県教育局生涯学習文化財課)
6月13日(月) 午前10時～11時30分	総合福祉会館 「やすらぎの里」	講義「乳幼児の発達」 対象：受講生、乳幼児および就園前の子どもを持つ保護者(託児付き)	志村洋子さん (埼玉県家庭教育振興協議会会員・ 埼玉大学教育学部教授)
6月21日(火) 午前10時～11時30分	中央公民館	講義「子どもの心・親の心」	高橋均さん (熊谷児童相談所 虐待・相談指導担当)
6月28日(火) 午前10時～正午	「みらい」 文化ホール	公開講座「プラスバンドを楽しむ」	くまびよ隊
7月5日(火) 午前10時～11時30分	消防署本署	講義・実技「子どもの安全、子どもの救急」	消防署職員
7月12日(火) 午前10時～正午	中央公民館	講義「食生活と乳幼児の心身の成長発達」 交流会、閉講式	保健センター職員 ほか

- ▶ **対 象** 子育てサポーター・子育てサロンなどのスタッフとしての基礎知識を学び、広く地域社会に貢献したいと願う、子ども好きで健康な方
- ▶ **定 員** 100人(公開講座のみ500人)
- ▶ **受 講 料** 無料
- ▶ **主 催** 行田市教育委員会、行田市社会福祉協議会、NPO法人子育てネット行田
- ▶ **共 催** 埼玉県家庭教育振興協議会
- ▶ **申し込み・問い合わせ** 4月20日(水) 午前10時～5月13日(金) 午後5時に、ひとつくり支援課 ☎556-8319、行田市社会福祉協議会 ☎557-5400、NPO法人子育てネット行田事務局 ☎556-7765